

筑紫野市地域公共交通会議規約

平成27年10月 2 日制定

(目的)

第1条 筑紫野市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、次に掲げる事項を協議するため設置する。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する事項及び交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は福岡県筑紫野市石崎一丁目1番1号に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事
- (2) 生活交通確保・維持・改善のための事業に関する事
- (3) 活性化再生法第5条に規定される交通計画の策定及び変更の協議に関する事
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (5) 交通計画に定められた事業の実施に関する事
- (6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要な事
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事

(組織)

第4条 交通会議の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 筑紫野市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送業者その他の一般旅客自動車運送事業者を代表する者
- (3) 市民又は利用者の代表

- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
 - (5) 道路管理者
 - (6) 公安委員会又は交通管理者
 - (7) 国土交通省九州運輸局長又はその指名する者
 - (8) 学識経験者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、筑紫野市長又はその指名する者とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第7条 特定の地域に関すること、または、特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて交通会議に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 交通会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

- 4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。
- 5 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による議決)

第9条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更
 - (2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項
 - (3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項
- 2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 交通会議は、協議又は調整をするため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第4条に定める委員の中から交通会議が必要と認めた者を幹事とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第12条 第3条各号に定める事項について、特定地域の取り組みを行うため、専門的な調査、検討を行うため、又は、道路運送法第9条第4項に規定する乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について、協議するため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。

(監査)

第14条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 交通会議の出納の監査は、会長が指名する第4条の委員がこれを行う。

3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員、臨時委員及び第8条の規定による委員以外の者は、会議に出席したときに報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額は、会長が別に定める。

(事務局)

第17条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、筑紫野市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月14日から施行する。